

広島県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成三十年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中上下線	府中市行藤町字霧ヶ丸鬼ヶ橋六七番一地从先から 府中市行藤町字霧ヶ丸ツキ廻り六三番一地从先まで	平成三〇年一〇月一日